

第1節 大和市の概況

1 地 勢

本市は神奈川県のほぼ中央部に位置し、東は横浜市、西は座間市、海老名市、綾瀬市、南は藤沢市、北は相模原市、東京都町田市に囲まれています。

市の面積は 27.09 km²、市域は南北に細長く、海拔は最高 91.149 m、最低 28.247 m と丘陵起伏がほとんどなく、市の東側には境川、西側には本市を水源とする引地川が流れ、その中央部を中心にして市街化が進んでいます。

令和 7 年 4 月、将来都市像を「みんながつながる健幸都市やまと」とし、その実現に努めています。

東端 東経	139° 28' 50"	南端 北緯	35° 25' 23"
西端 東経	139° 25' 45"	北端 北緯	35° 31' 14"

海拔 市役所位置	66.8 m	面 積	27.09 km ²
最 高	91.149 m	最 低	28.247 m



2 人口の推移

昭和 34 年、県下 14 番目の市として市制施行して以来、都心から 40 km 圏内に位置する本市は、交通の利便性、平坦な台地、温暖な気象条件等、都市的素材に恵まれたこと也有って、市制施行当時 3 万 6 千人だった人口は昭和 45 年に 10 万人を突破し、現在では 24 万人を超す、県内でも特に過密な街に変貌しています。

また、平成 12 年 11 月には、「特例市」の指定を受け県内の中堅都市として、発展を続けています。平成 27 年 4 月 1 日特例市制度が廃止されたため、現在は施行時特例市となっています。

令和 7 年 4 月 1 日現在の人口は、244,280 人で県下人口 9,218,071 人の約 2.6 % を占めています。

人 口	総 数	2 4 4, 2 8 0 人
男	1 2 1, 3 9 0 人	
女	1 2 2, 8 9 0 人	
世 帯	1 1 7, 6 3 8 世帯	

※人口と世帯数は、令和 2 年国勢調査（確定値）を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等を加減して推計した数値です。

3 土地利用の状況

都市計画法で定める市街化区域面積は 2,019 ha で全体の約 75 % を占めており、残る 690 ha が市街化調整区域となっています。

区分	用途別土地面積									(令和 6 年 3 月 29 日)	
	一 種 低 層	一 種 中 高	一 種 住 居	二 種 住 居	準 住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	市街化 区域	調整 区域
面積 (ha)	705	163	537	45	43	102	45	321	58	2,019	690
構成比 (%)	34.9	8.1	26.6	2.2	2.1	5.1	2.2	15.9	2.9	74.5	25.5
都市計画区域（市街化区域 + 市街化調整区域） 2,709 ha											

4 産業の状況

首都圏との道路、鉄道の利便に恵まれていることから、昭和 30 年代、市の工場誘致策を契機に自動車、電気、食品など現在の有力な大規模事業所の立地がありました。昨今の経済情勢の悪化から工場や事業所を閉鎖したり、移転する事例が多く見られ、跡地は高層マンションや大規模小売店舗に変わるなど状況は大きく変化しています。

5 交通の状況

道路整備の状況は、南北に細長い市域を一般国道 467 号、市道福田相模原線が縦断し、一般国道 246 号、東名高速道路、県道横浜厚木線、県道丸子中山茅ヶ崎線が横断しています。

鉄道は、中央部を東西に相模鉄道線、南北に小田急電鉄江ノ島線が走るほか、北部には東急電鉄田園都市線が乗り入れ、狭い市域に 8 駅が点在しています。また、南部を東海道新幹線が東西に走っています。

6 下水道の整備状況

下水道事業は、昭和 29 年 11 月に事業認可を受け、第一期事業として市の中心部である大和駅周辺地区の約 71 ha を対象に、主に浸水の防除を目的として合流式で着手しました。その後、急激な市街化、人口増加等による下水道整備促進の要望に応えるため、人口の集中していた南林間駅、鶴間駅周辺の約 140 ha を合流式で整備しましたが、その後は、より効率的で迅速性のある分流式に排除方式を変更し整備を進めています。現在、市域の境川の上流部に北部浄化センター（44,000 m³/日）、中流部に中部浄化センター（59,000 m³/日）が供用を開始しています。

令和 6 年度末現在の処理区域面積は 1,957.68ha、人口普及率（行政区域内人口に比した水洗化人口率）は 95.6 %となっており、処理区域内の水洗化率は、99.8 %となってています。

・ 人 口	245,635 人
・ 処理区域内人口	234,732 人
・ 水洗化人口	234,209 人

また、処理区域面積普及率は、72.3 %となっています。

※令和 6 年度大和市下水道統計より

人口は、住基人口を使用し算出しています。

第2節 法・条例の届出

本市では、騒音規制法（昭和43年）、振動規制法（昭和51年）、悪臭防止法（昭和46年）に基づく事務や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年）に基づく事務を行っていましたが、平成12年11月に特例市になったことに伴い、水質汚濁防止法（昭和46年）の事務移譲を受け、これに基づく事務も行うようになりました。また、平成15年2月15日より施行された土壤汚染対策法に基づく事務も行っています。

届出状況は次のとおりです。

1 水質汚濁防止法に基づく届出等の状況（令和7年3月31日現在）

特定事業場の数は89社です（休眠事業場を除く。）。このうち、有害物質を使用している事業場は34社です。

届出等申請状況 (件数)

年度 届出の種類	2	3	4	5	6
新規設置届(第5条)	3	0	10	6	6
構造等変更届(第7条)	0	5	0	5	1
氏名等変更届(第10条)	7	5	16	8	9
承継届(第11条)	1	0	3	1	0
廃止届	3	2	8	6	16
合 計	14	12	37	26	32

特定事業場の業種別設置状況 (件数)

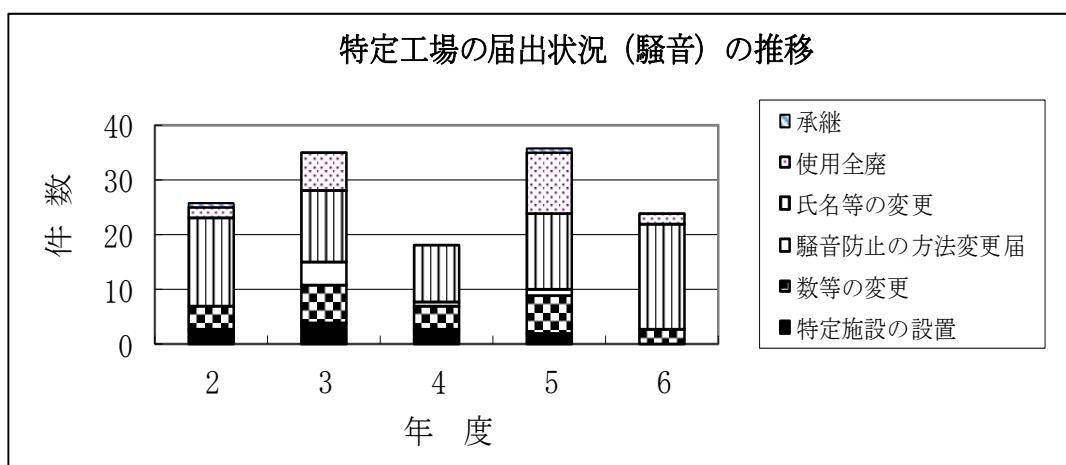
主な業種・施設	施設番号	事業場数	割合 (%)
洗たく業（クリーニング）	67	13	14.6
自動車両洗浄施設	71	27	30.3
表面処理施設	65	12	13.5
旅館業	66の3	2	2.2
電気めつき施設	66	5	5.6
生コンクリート製造業	55	4	4.5
科学技術に関する試験・研究施設	71の2	3	3.4
し尿処理施設（500人以上）	72	2	2.2
自動式フィルム現像洗浄施設	68	3	3.4
その他	—	18	20.3
合 計		89	100.0

2 騒音規制法に基づく届出の状況

(1) 工場・事業場の届出

特定工場の数は 217 社です（休眠事業場を除く。）。

特定工場の届出状況		(件数)				
届出の種類	年 度	2	3	4	5	6
特定施設設置届		3	4	3	2	0
数等の変更届		4	7	4	7	3
騒音の防止の方法変更届		0	4	1	1	0
氏名等の変更届		16	13	10	14	19
使用全廃届		2	7	0	11	2
承継届		1	0	0	1	0
合 計		26	35	18	36	23



(2) 特定建設作業の届出

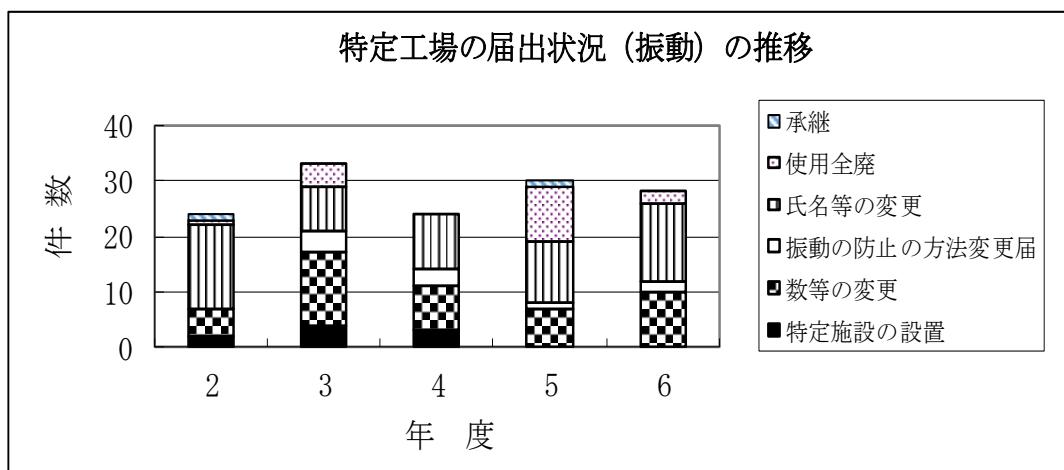
特定建設作業の届出状況		(件数)	
作業の種類	届出件数	作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	6	5. コンクリートブロック等を設けて行う作業	0
2. びょう打機を使用する作業	0	6. バックホウを使用する作業	2
3. さく岩機等を使用する作業	49	7. トラクターショベルを使用する作業	0
4. 空気圧縮機を使用する作業	2	8. ブルドーザーを使用する作業	0
		合 計	59

3 振動規制法に基づく届出の状況

(1) 工場、事業場の届出

特定工場の数は 125 社です（休眠事業場を除く。）。

届出の種類	特定工場の届出状況 (件数)					
	年 度	2	3	4	5	6
特定施設設置届	2	4	3	0	0	
数等の変更届	5	13	8	7	10	
振動の防止の方法変更届	0	4	3	1	2	
氏名等の変更届	15	8	10	11	14	
使用全廃届	1	4	0	10	2	
承継届	1	0	0	1	0	
合 計	24	33	24	30	28	



(2) 特定建設作業の届出

特定建設作業の届出状況 (件数)	
作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	5
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 補装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	35
合 計	40

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等の状況

令和7年3月31日現在の神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所数は176社であり、届出状況は次のとおりです（休眠及び指定外事業所を除く。）。

指定事業所の届出状況 (件数)

土壤汚染に係る公表（県条例第59条第4項に基づく公表）

令和7年3月31日現在2件あり、市ホームページで公表しています。

5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出の状況

届出の種類	公害防止管理者等の届出状況 (件数)				
	年 度 2	3	4	5	6
公害防止統括者（代理人）届出書 (選任、死亡、解任)	8	5	8	2	8
公害防止管理者（代理人）届出書 (選任、死亡、解任)	2	6	9	3	4
承継届出書	0	0	0	0	0
合 計	10	11	17	5	12

6 土壤汚染対策法に基づく届出等の状況

届出の状況は以下のとおりです。

なお、令和 7 年 3 月 31 日現在、第 6 条に基づく要措置区域はありません。

また、第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定は 2 件あります。

届出の種類	土壤汚染対策法に基づく報告・届出等の状況 (件数)				
	年 度 2	3	4	5	6
調査結果報告書（法 3 条 1 項）	0	1	0	1	1
法 3 条 1 項ただし書きの確認申請	0	0	0	1	3
一定規模以上形質変更届（法 4 条 1 項）	9	2	5	6	4
汚染除去等計画書（法 7 条 1 項、3 項）	1	0	0	0	0
工事完了報告書（法 7 条 9 項）	2	1	0	0	0
実施措置完了報告書（法 7 条 9 項）	2	1	0	0	0
土地の形質の変更届（法 12 条 1～3 項）	1	0	0	0	0
合 計	15	5	5	8	8

7 大気汚染防止法に基づく届出等の状況

この事務のうち、一般粉じん発生施設設置届については、平成 24 年 4 月 1 日から権限移譲により大和市で行っています。それ以外は、神奈川県県央地域県政総合センター環境部で行っています。また、石綿等を発生するおそれのある特定粉じん発生施設は、平成 5 年度中に全廃され、それ以降届出はありません。

一般粉じん発生施設の届出状況 (件数)

年 度 届出の種類	2	3	4	5	6
氏名変更届(11 条)	0	0	1	0	0
廃止届(11 条)	0	0	0	0	0
承継届(12 条)	0	0	0	0	0
設置届(18 条 1 項)	0	0	0	0	0
変更届(18 条 3 項)	0	0	0	0	0
使用届(18 条の 2、1 項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	0

一般粉じん発生施設の設置状況 (件数)

年 度 施設名	2	3	4	5	6
コークス炉	0	0	0	0	0
鉱物又は土石の堆積場	5	5	3	3	3
ベルトコンベア及びバケットコンベア	22	22	13	13	13
破碎機及び摩碎機	4	4	4	4	4
ふるい	1	1	1	1	1
施設総数	32	32	21	21	21
工場及び事業場数	6	6	6	3	3

第3節 公害苦情の状況

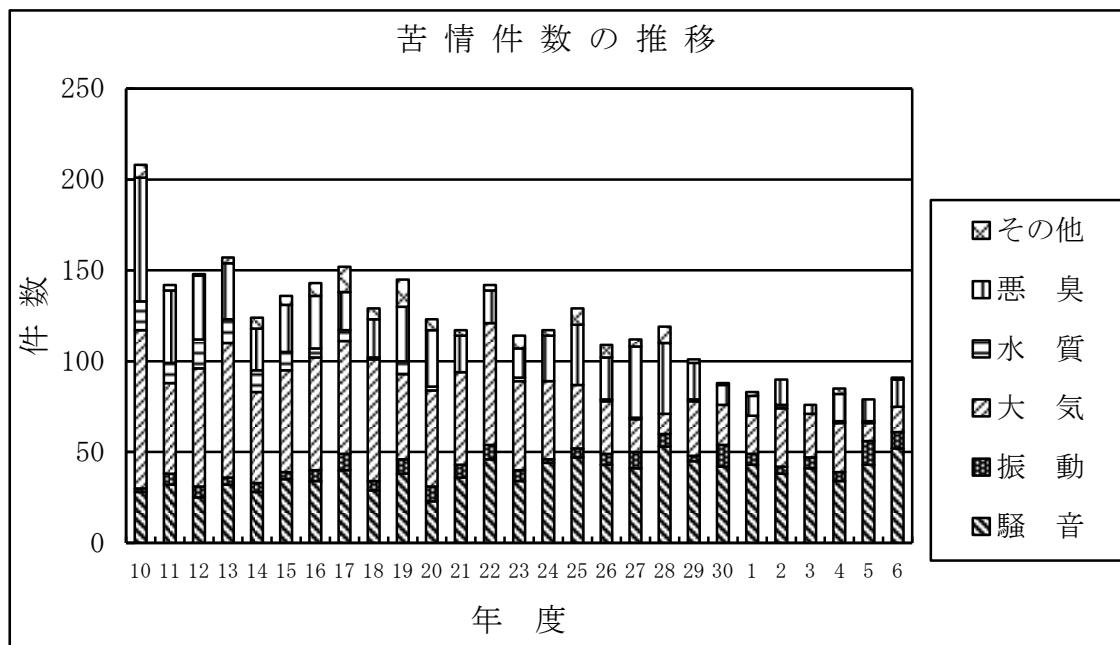
1 公害苦情の推移

公害苦情の受付件数は、平成 10 年度の 208 件をピークに、その後は減少傾向が続いており、令和 6 年度は 91 件でした。令和 5 年度に比べて 15% 増加しました。

騒音の苦情件数は、平成 28 年度の 53 件をピークに減少傾向が続いていましたが、令和 6 年度は 52 件と増加し、全体の 57% を占めています。また、大気（野焼き等）に関する苦情件数は 14 件であり全体の 15% を占め、令和 5 年度に比べて増加しました。

過去10年分の年間苦情受付件数の推移 (件数)

年度 種類	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
騒 音	41	53	45	42	43	38	41	34	43	52
振 動	9	7	3	12	6	4	6	5	13	9
大 気	18	11	30	22	21	32	24	27	10	14
水 質	1	0	1	0	0	2	0	1	1	0
悪 臭	39	39	20	11	11	14	5	15	12	15
そ の 他	4	9	2	1	2	0	0	3	0	1
合 計	112	119	101	88	83	90	76	85	79	91

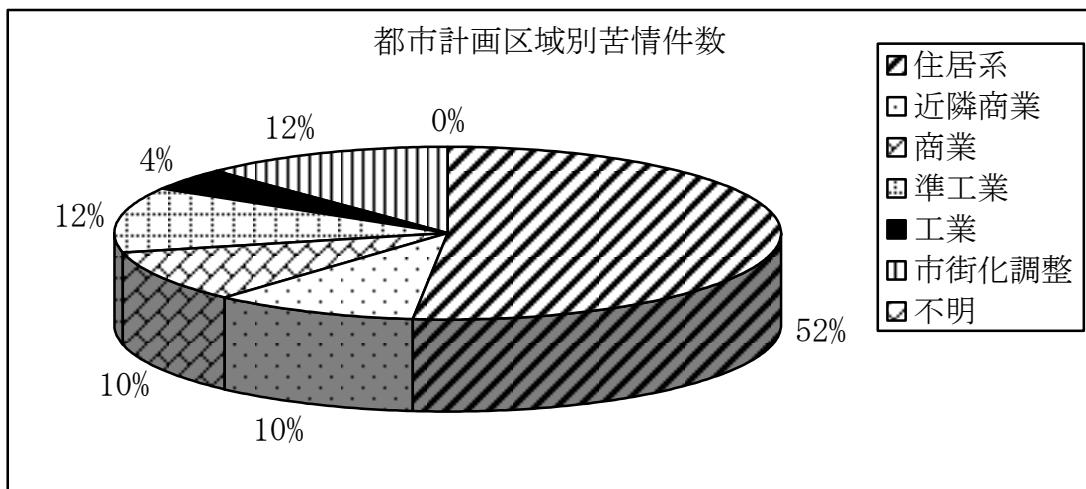


2 都市計画区域別公害苦情の状況

都市計画法による都市計画区域毎の苦情件数は次のとおりで、住居系地域が約半数を占めていました。

都市計画区域別公害苦情の状況 (件数)

種類 地域	騒音		振動	大気	水質	悪臭	その他	合計
	カラオケ	その他						
住居系地域		27	6	8		5	1	47
近隣商業地域	2	5				2		9
商業地域	4	3	1			1		9
準工業地域	1	7		1		2		11
工業地域		1	1			2		4
市街化調整区域		2	1	5		3		11
不明								0
合 計	7	45	9	14	0	15	1	91



3 発生原因別公害苦情の状況

工事・建設作業に伴う苦情が一番多く、全体の 34%でした。

発生原因別公害苦情の状況

(件数)

発生原因*1	種類	騒音	振動	大気	水質*2	悪臭	その他	合計
焼却（施設）				1		1		2
産業用機械作動	2	1				2		5
産業排水						2		2
流出・漏洩						1		1
工事・建設作業	21	6	2			1	1	31
飲食店営業	2					3		5
カラオケ	7							7
移動発生源	自動車運行	4		1				5
	鉄道運行							0
	航空機運行							0
廃棄物投棄								0
家庭生活	機器	1						1
	ペット							0
	その他					1		1
焼却（野焼き）				9		1		10
自然系								0
その他	10	1				1		12
不明	5	1	1			2		9
合計	52	9	14	0	15	1		91

*1 発生原因の区分は、総務省公害等調整委員会事務局の公害苦情調査による。

*2 水質に関する苦情に、水質事故は含まれていません。

第4節 土地利用における環境対策

1 土地利用の適正化

本市では、国土利用計画や都市計画法に基づく諸計画による土地利用の適正化に対する指導はもとより、地域住民の良好な生活環境を確保することを目的に、宅地開発事業や中高層建築物を建設する事業の適正な施行を大和市開発事業の手続及び基準に関する条例（以下「開発条例」という。）に基づき指導しています。

2 開発事業に関する指導状況

最近は、工場等周辺や工場が移転した空き地における中高層建築物の開発事業が目立ってきています。市では、これら地域を住宅地として利用する場合には、開発条例に基づき、市長に協議することになっており、適切な土地利用を図るよう指導しています。

令和6年度の協議の状況は次のとおりでした。

開発条例に基づく協議受付状況													(件数)
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
協議	3	5	6	6	4	3	4	3	2	3	3	3	45

協議の都市計画区域別受付状況										(件数)	
用途地域	一低	一中	一住	二住	準住	近商	商業	準工	工業	市街化調整区域	
件数	10	3	13	2	1	2	6	4	0	4	

協議の用途別受付状況						(件数)
種類	工場	店舗等 (併用含む)	共同住宅	専用住宅 (宅地造成含む)	その他 (公的施設等)	
件数	2	7	15	16	5	

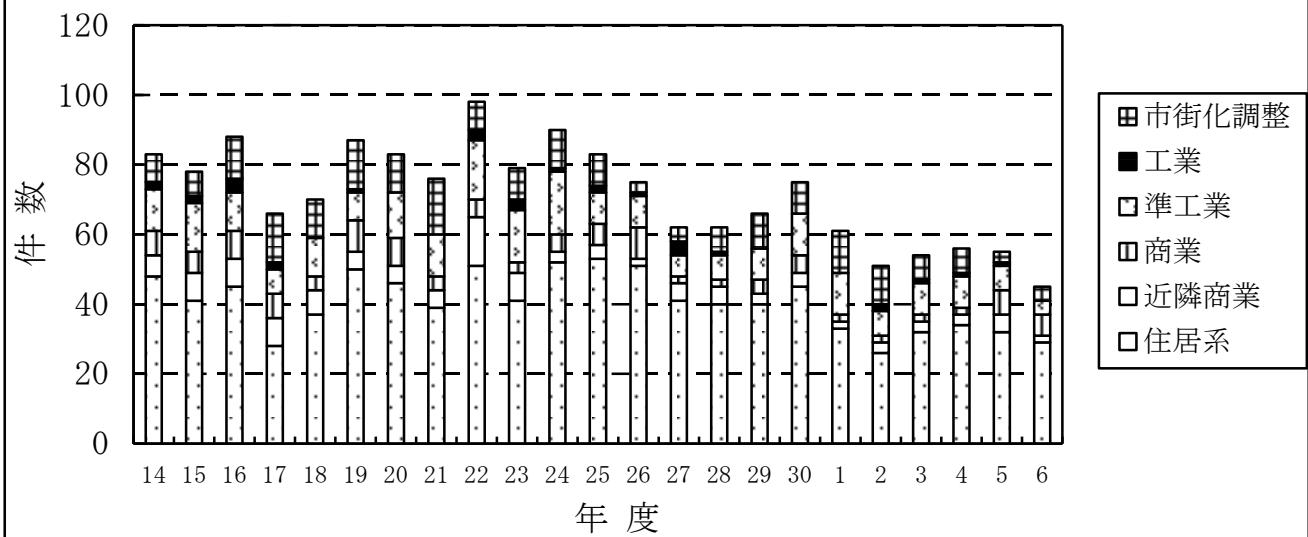
協議の指導状況								(件数)
法令申請手続き	特定建設作業の届出	防音・防振対策	アイドリング・ストップ*1	飲食店等防臭対策	エアコン等室外機の指導	水道施設届出	非住居系地域の周知*2	
9	45	6	27	8	25	25	8	

*1 アイドリング・ストップとは、県条例に基づいて駐車場等を設置する事業者に対し、アイドリング・ストップの周知を指導するものです。

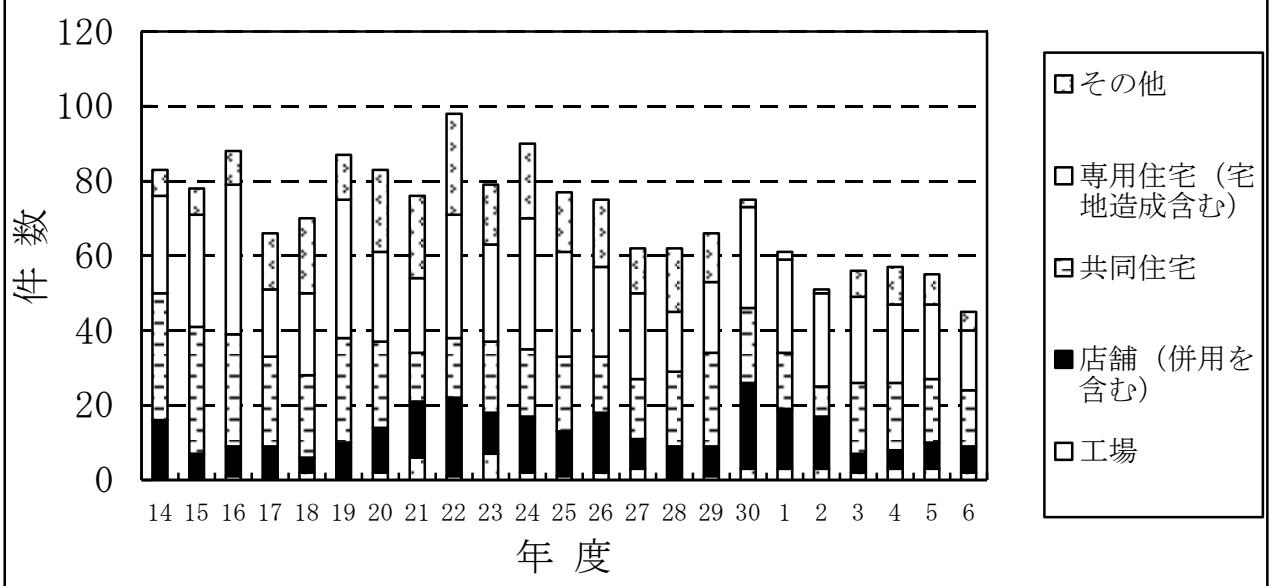
*2 非住居系地域の周知とは、商業や工業・準工などの非住居系用途地域に共同住宅などの住宅開発を行う際に、入居者に対してその旨周知するよう指導するものです。

・すべての開発行為に対し、工事騒音・振動の周辺への配慮及び焼却行為の禁止を指導しています。

都市計画区域別件数の推移



用途別件数の推移



第5節 環境啓発事業

よりよい環境を保全・創造し、安全で快適に暮らすためには、市民、事業者、行政の相互の連携・協力が必要です。

公害や自然破壊などの課題を解決するためには、今まで以上に環境に配慮した市民生活や事業活動が求められています。そのための施策の一つとして啓発事業を実施しています。

1 環境月間等の行事

毎年6月5日は「環境の日」です。これは、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての关心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境基本法（第10条、平成5年）に基づき設けられました。

県では、この日を含めた1ヶ月を「かながわ環境月間」とし各種環境啓発事業を行っており、市においても神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正を周知するため、工場・事業場のパトロールを行っています。

例年、特定有害物質やその他の化学物質の適正な管理状況の確認及び啓発を目的に、神奈川県県央地域県政総合センターと合同で立入調査を実施していますが、令和2年度から5年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため中止になりました。

2 夏休み親子環境教室

夏休みの期間を利用し、親子のふれあいや環境保全思想の普及を目的に、平成元年度から実施しています。令和6年度は次のとおり実施しました。

- ・実施日 8月7日(水)
- ・場所 宮ヶ瀬ダム及び水とエネルギー館、中津川
- ・内容
 - (1)宮ヶ瀬ダム放流と水とエネルギー館見学
 - (2)中津川の水生生物調査（愛川橋下）
- ・参加者 親子44名、やまとの環境をよくする会会員4名



3 環境教育事業

市内小中学校や市内団体が主催する環境学習において、引地川に棲む水生生物調査や簡易水質検査等を実施しています。

令和 6 年度は、市内で活動する団体が主催するイベントで水生生物調査等を実施しました。

月 日	主催団体または イベント名	内 容	参加人数
7 月 14 日	引地川であそぼう	水生生物調査	市民 61 人
7 月 21 日	引地川かわくだり	水生生物調査	市民 90 人
8 月 18 日	大和ユースクラブ	水質調査	市民 19 人

4 環境保全講習会

工場・事業場を対象に、公害防止思想の普及及び啓発を目的として昭和 62 年度から毎年実施しています。令和 6 年度は、次のとおり実施しました。

・実施日 2 月 7 日（金）

・場 所 大和市渋谷学習センター 201 多目的ホール

・内 容

講演 1 「土壤汚染対策法の概要や土壤汚染の未然防止・対策のポイント」

講師 サステナビリティ戦略コンサルタント 巣山 廣美 氏

講演 2 「脱炭素社会の実現と県の取組」

講師 神奈川産業振興センター カーボンニュートラル支援アドバイザー 渡邊 一弘 氏

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 事業者脱炭素グループ 秋山 美穂 氏

・参加者 26 人（市内工場・事業所の環境保全担当者、近隣自治体職員）

5 アイドリング・ストップキャンペーン

市民及び事業者に対して、自動車駐停車時のアイドリングストップを啓発することにより、自動車排気ガスによる大気汚染を減らし良好な大気環境の実現を目指すために実施しました。

・日時：11 月 28 日

・場所：東神トラックステーション（上草柳）

・内容：チラシとカイロの配布（休憩所入口）

第6節 スズメバチの巣駆除事業

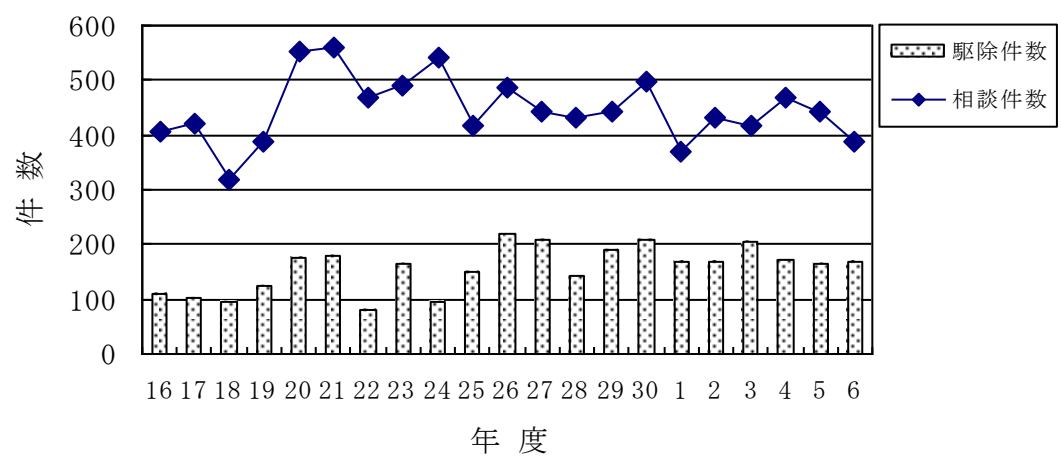
本市では、大和市スズメバチ駆除要綱に基づいて、スズメバチの巣の駆除を行っています。スズメバチに刺されると、最悪の場合死に至ることもあり大変危険です。

令和6年度の相談件数は386件、駆除件数は168件で、巣の駆除は5月から11月に集中しており、令和5年度の166件と同程度でした。

スズメバチの巣駆除件数 (件数)

年度 月	29	30	1	2	3	4	5	6
4	0	1	0	0	0	0	1	1
5	8	20	9	2	17	17	14	22
6	16	28	12	13	26	23	17	21
7	58	46	39	32	42	39	46	36
8	45	50	53	54	62	45	38	31
9	44	29	34	34	31	31	31	27
10	18	27	17	22	14	12	12	20
11	1	7	3	10	10	5	5	7
12	0	2	0	0	1	0	2	3
1	0	0	0	0	1	0	0	0
2	2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	192	210	168	167	204	172	166	168

スズメバチの相談件数と駆除件数の推移



第7節 専用水道等衛生対策事業

平成25年度に水道法の一部（専用水道及び簡易専用水道に関する権限）が本市に移譲されました。

大和市では、これに併せ、小規模水道及び小規模受水槽水道の規制を定めた「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」（現在の大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例）を平成25年度4月1日に制定し、法条例に基づき、市内水道施設の設置者に対し、水道施設の適正な管理の啓発や立入検査等による指導を行い、安全で衛生的な飲用水の確保を図っています。水道関係規制対象施設判別フロー図、水道水質基準は第3章資料を参照のこと。

1 水道施設数の推移

水道施設の設置届出状況 (件数)

種類 \ 年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
専用水道	17	16	15	14	14	15	15	16	16	16
簡易専用水道	436	434	436	446	454	445	439	436	430	428
小規模貯水槽水道	576	579	578	562	582	582	579	582	574	575
小規模水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1029	1029	1029	1022	1050	1042	1033	1034	1020	1019

2 水道施設の届出状況

水道施設の届出状況 (件数)

種類	年 度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
専用水道	布設/開始	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	変更	10	6	7	6	3	1	2	2	4	8
	承継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	合計	10	7	8	8	3	2	2	3	4	8
簡易専用水道	設置	23	9	7	18	14	5	6	4	1	3
	変更	5	22	41	34	23	19	10	21	13	9
	廃止	17	16	8	10	9	10	9	8	7	4
	合計	45	47	56	62	46	34	25	33	21	16
小規模貯水槽水道	開始	49	25	9	2	30	9	4	14	2	7
	変更	5	35	11	8	7	15	6	3	2	18
	承継	1	2	2	2	4	3	1	13	8	7
	廃止	18	27	12	17	15	10	7	11	6	4
	合計	73	89	34	29	56	37	18	41	18	36
総 合 計		128	143	98	99	105	73	73	77	43	60

*水質検査報告及び点検報告を除く

3 専用水道の指導状況

令和6年度は市内に設置してある専用水道16施設全てに立入検査を行い、水道法に基づく指導を行いました。

4 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の指導状況

簡易専用水道・小規模貯水槽水道の設置者に、広報や意識啓発パンフレット等資料の送付を通じて、水道施設の適正な管理の啓発を行いました。また、29施設に立入検査を行いました。

5 小規模水道の指導状況

大和市内には小規模水道の届出がないため、小規模水道に対する指導は行っていません。